

○大野市社会教育功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会教育の振興等に功労のあったものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、選考委員会の選考を経て、これを表彰する。

(1) おおむね10年以上にわたり社会教育の振興又は家庭教育の支援に貢献し、その功績が顕著なもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状の授与により行う。この場合において、記念品を授与することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回、社会教育関係行事において行う。

(被表彰者の推薦)

第5条 社会教育団体(市を単位とするものに限る。)の代表者、社会教育施設の長及び教育委員会各課等の長は、第2条各号のいずれかに該当すると認められるものがあるときは、大野市社会教育功労者表彰推薦書(様式第1号又は様式第2号)により教育委員会に推薦するものとする。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、前条の規定により推薦のあったものの中から、被表彰候補者を選考し、教育委員会へ内申する。

2 選考委員会は、次に掲げる者で構成し、教育長が総理する。

(1) 教育長

(2) 社会教育委員 2人

(3) 生涯学習推進会議委員 1人

(4) 教育委員会事務局長

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成5年11月27日から施行する。
- 2 大野市社会教育関係者表彰規程（昭和56年教委訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成8年教委訓令第1号）

この規程は、平成8年1月31日から施行する。

附 則（平成9年教委訓令第1号）

この規程は、平成9年1月16日から施行する。

附 則（平成15年教委訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委訓令第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委訓令第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。